

・介護保険料：28,560円（介護保険あり）－24,651円（介護保険なし）
 =3,909円

支給項目							
賞与	不就労控除						総支給額
500,000	-1,250						498,750

控除項目							
健康保険	35介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険料合計	課税対象額	所得税	財形貯蓄
28,560	(3,909)	45,567					
総控除額							

ところで、賞与に対する保険料に上限はないのでしょうか。保険料を決定するための「標準賞与額」には、次のとおり上限設定があります。ただし、健康保険（含む介護保険）と厚生年金保険では上限の設定が異なるので、注意が必要です。

標準賞与額＝実際の賞与額から1000円未満の端数を切り捨てた金額

- ・健康保険・介護保険：年度（毎年4月1日～翌年3月31日）累計で573万円
- ・厚生年金保険：1カ月合計で150万円

【例】

	4月	8月	12月
実際の賞与支給額	2,500,000円	1,500,000円	2,000,000円
健康保険の標準賞与額 (上限：年度累計で5,730,000円)	2,500,000円	1,500,000円	1,730,000円 (12月で上限5,730,000円に達しているため)
厚生年金保険の標準賞与額 (上限：1カ月につき1,500,000円)	1,500,000円 (月内で上限1,500,000円に達しているため)	1,500,000円	1,500,000円 (月内で上限1,500,000円に達しているため)